

1 2月定例連絡委員幹事会

と き 令和5年12月5日(火) 午後3時～

ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和6年度健康推進員の推薦について（依頼）（健康課）・・・・・・・・ P1～5（資料1）
- (2) 令和5年度区民館等運営事業補助金実績に関する中間報告書の提出について（依頼）
（地域協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～11（資料2）

4 その他

- (1) 令和5年碧南市交通安全市民大会の開催について（地域協働課）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土をつくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養のまちをつくります。

連絡先	健康課成人保健係
担当	石川 麻子
電話	0566-48-3751(直通)

令和5年12月5日

碧南市連絡委員各位

碧南市健康を守る会

会長 山中寛紀

令和6年度健康推進員の推薦について（依頼）

師走の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から保健衛生事業の推進について格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康推進員制度につきましては、地区からのご推薦、活動の顧問等、多大なるご協力をいただいております。一方、活動については以前より負担軽減をとのお声も少なからずあり、種々ご意見をいただいております。

そこで、令和6年度から健康推進員制度を改変することとし、新たな制度のもと、地域に根ざした健康づくり活動にご協力いただける方の推薦を賜りたいと存じます。

地域全体で進める健康づくりの施策については、碧南市総合計画の「健康・医療」の分野において、大変重要な役割を担っております。この主旨をご理解いただき、ご協力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 健康推進員制度の見直しについて（別紙1）
- 2 報告用紙

令和6年度へきなんヘルスキーパー推薦報告書

- (1) 地区別の封筒に、返送用封筒と依頼文書及び推薦報告書、別紙1を入れております。
- (2) 報告書様式を電子データでご希望の場合は、kenkouka@city.hekinan.lg.jp へメールいただきましたら、返信にて送付します。

3 報告期日

令和6年3月15日（金）

※期日までのご報告が難しい場合は、ご連絡をお願いします。

4 報告先

健康推進部健康課（保健センター） 天王町1丁目70番地

※返信用封筒をご利用ください。

5 その他

生活習慣病予防健診の無料体験受診 令和6年3月7日（木）まで

健康推進員制度の見直しについて

1 制度の歩み

昭和42年11月に、碧南市健康を守る会の発足後、より地域に根ざした健康づくり事業を推進・実施する目的で、昭和57年から市内全域に健康推進員を組織化しました。

●碧南市健康を守る会について

「健康なからだは市民の宝」をモットーに、市民と医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会そして行政が一体となり、市民ぐるみの健康づくりを目指した活動を行っています。

2 制度の改変について

地区への負担軽減が図れるよう制度を改変し、地域で健康づくりを推進できる制度を継続したく、新たな制度での活動に協力をいただける方のご推薦をお願いいたします。

	新制度	旧制度
名 称	へきなんヘルスキーパー	健康推進員
活 動 内 容	な し	健康推進員活動補助金を使用して、各地区で活動 <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する教室等の保健事業を企画・実施 ・健康推進員だよりの発行（年3回） ・家族検尿の実施（希望地区のみ、年1回）
	市の健康増進事業への協力等 【令和6年度の活動予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練への参加（避難所における保健活動の普及啓発等） ・公民館まつり健康課ブースへの参加（健康づくりの普及啓発等） 	—

	新制度	旧制度
活 動 容	健康づくりに関する知識の向上を図ることを目的とした研修会等への参加 ア 健康推進員研修会 （年3回程度） イ 市民健康教育講座（年7回） ウ へきなん健康づくり21プラン推進講演会等	健康づくりに関する知識の向上を図ることを目的とした研修会等への参加 ※希望制 ア 健康推進員研修会（年4回） イ 市民健康教育講座（年7回） ウ へきなん健康づくり21プラン推進講演会等
	市の生活習慣病予防健診体験受診を通じて、健診受診率向上に係る周知への協力	
報 償	市の健康増進事業への協力参加に対して、謝礼あり。	なし（記念品の贈呈）
設 置 地 区	25地区	23地区 流作区は伏見屋区に、家下は平七区に含む。
選 出 人 数	1名以上	100世帯に1人を目安
任 期	1年とするが、再任は妨げない。	原則2年、再任は妨げない。 半数交代制が望ましい。
代表者の選出	なし	各地区に1名代表者を選出 （代表者会議、年2回）
身 分	碧南市健康を守る会の委員 （碧南市健康を守る会の総会・部会等の出席依頼あり。）	
地域との連携	地域活動との連携を図るため連絡委員（西端地区は町内会長含む）に、活動の顧問を依頼 市の生活習慣病予防健診体験受診は、継続します。	

令和6年度 へきなんヘルスキーパー推薦報告書 (地区)

氏名 (フリガナ)	郵便番号	住所	電話番号
	〒447-		
	〒447-		
	〒447-		
	〒447-		
	〒447-		

上記の者を _____ 地区へきなんヘルスキーパーに推薦します。

令和 年 月 日

地区名 _____

地区の長 _____

※収集した情報は、碧南市個人情報保護条例に則り、適正に管理します。

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、清水
電 話	95-9872 (直通)

令和 5 年 1 2 月 5 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和 6 年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の報告に向けて準備をお願いいたします。

記

1 目的

令和 6 年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。

※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

※データでの提出も可能です。その場合、ファイル形式は、(1)はエクセル、(2)(3)は PDF でお願いたします。tiikika@city.hekinan.lg.jp へ送信してください。

3 経過報告

経過報告として、令和 5 年 4 月から令和 5 年 1 2 月までの運営費等を令和 6 年 1 月 2 9 日（月）までに報告してください。

※1 2 月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民協働部地域協働課地域協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1) 電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2) 水道料及び下水道使用料		
(3) ガス代及び灯油代		
電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用		
(4) 料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5) し尿くみ取料		
(6) 浄化槽清掃料及び点検料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(7) 借地料		
事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く）	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合は、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和5年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

（区名： ）

費用	R5年				R6年				合計	補助対象額					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月	
電気料															全額
〃															全額
上下水道料															全額
ガス															全額
電話															基本料金
し尿															全額
浄化槽															全額
小計															限度額＝75万円 ＋75万円を超え た額の1/2
地代															全額
賃金															総額*1/2
合計															

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った（引き落とし）月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。社関係のもの等は除く。

3) 電話……基本料金とする（回線使用料、屋内配線使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等

定額のもの）×消費税 ※小数点以下の内訳書を全ての内訳書を提出してください。

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月 日 請求分
----------------------------	------------------------	-----------

ご請求内訳 (お客様番号)


内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕
◇NTT西日本ご利用分	2,612	2,350	回線使用料(基本料)(事務用)	
		50	硬貨収納等信号送出機能使用料	
		17	ダイヤル通話料	
		2	ユニバーサルサービス料	
		193	消費税等相当額(合計)	
◇合計	2,612	2,612	合計	

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
回線使用料等定額のもの×1.1
(消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いが分かるように項目を記載してください。



普通預金

6

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	電話料金	2,594		
2				
3	電気料金	50,000		
4	ガス料金	15,000		
5	水道代	2,100		
6		4,779		
7		78,000		
8				
9				
10				
11				
12				

碧南花子人件費(5月分)

浄化槽点検料

摘要欄に記載の無いものは、何の振替か分かるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。